

新潟県高等学校等就学支援金審査結果通知印刷・封入・発送業務委託契約書
(案)

新潟県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟県高等学校等就学支援金審査結果通知印刷・封入・発送業務委託について、次のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲が乙に依頼する業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第2条 業務の契約期間（以下「契約期間」という。）は、契約日から令和8年9月18日までとし、乙はこの期間内に業務を完成しなければならない。

(契約金額)

第3条 業務の契約金額は、金 〇〇〇〇〇円（うち消費税額 〇〇〇〇円）とする。

(権利の譲渡の制限)

第4条 乙は、この契約に係る権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(データ管理)

第5条 乙は、甲から業務に関連する電子データの提供を受けた場合は、甲及び甲が指定する納品先への発送作業が完了した後、速やかにデータを削除しなければならない。

- 2 乙は、電子データを削除した旨の完了報告書を甲へ提出しなければならない。
- 3 完了報告書の様式は、別途甲乙協議して定めるものとする。

(実施状況調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について調査し、乙に対して所要の報告又は資料の提出を求めることができる。

(内容の変更)

第7条 甲又は乙は、必要がある場合は業務の内容を変更することができる。この場合において、契約料金又は契約期間を変更するとき、又は数量に大幅な変動が生ず

るときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

3 第1項及び第2項の損害賠償額は甲乙協議して定めることとする。

(秘密の保持)

第9条 乙及び乙の従業員は、この契約上知りえた甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(成果物の納入)

第10条 乙は、仕様書等又は甲乙協議の上で書面により定めた、乙が甲に納入すべき契約の目的物（以下「成果物」という。）を納入期日までに甲の指定した場所に納入しなければならない。

(成果物の品質確認)

第11条 甲は、成果物の受領後、成果物の品質確認を行うものとする。

2 乙は、成果物が前項の品質確認で不適合のものがあつた場合、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。

3 第1項の品質確認及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(契約代金の請求及び支払)

第12条 乙は、甲及び甲が指定する納品先に成果品を納入後、甲に対して請求書を提出し、甲は当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に代金を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 3 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第15条 成果物に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその成果品の補正を請求し又は補

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示が有る場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。